

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和3年10月14日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2100226 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2100104 号

## 第 1 結論

- 1 請求者の A 社における平成 26 年 9 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 9 月から平成 27 年 9 月までの標準報酬月額については 26 万円から 28 万円、同年 10 月から平成 28 年 12 月までの標準報酬月額については 26 万円から 30 万円、平成 29 年 1 月の標準報酬月額については 26 万円から 28 万円とする。

平成 26 年 9 月から平成 29 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 26 年 9 月から平成 29 年 1 月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者の A 社における平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 9 月 1 日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成 26 年 4 月から同年 8 月までの標準報酬月額については 38 万円、同年 9 月から平成 27 年 8 月までの標準報酬月額については 34 万円とする。

平成 26 年 4 月から平成 27 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額 (訂正前の標準報酬月額及び上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 平成元年生  
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 2 月 1 日まで  
② 平成 29 年 7 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A 社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額の記録が、給与額と比べて低い記録となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①のうち、平成26年9月1日から平成29年2月1日までの期間について、年金事務所から提出されたA社の請求者に係る賃金台帳、請求者から提出された給与明細書及び源泉徴収票により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額が確認できるところ、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成26年9月1日から平成29年2月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳、給与明細書及び源泉徴収票により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成26年9月から平成27年9月までは28万円、同年10月から平成28年12月までは30万円、平成29年1月は28万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成26年9月から平成29年1月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、当該期間について、賃金台帳、給与明細書及び源泉徴収票において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳及び給与明細書において確認できる本来の報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成26年9月1日から平成29年2月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①のうち、平成26年4月1日から同年9月1日までの期間について、給与明細書により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、厚生年金特例法による記録の訂正は認められないものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間①のうち、平成26年9月1日から平成27年9月1日までの期間について、賃金台帳及び給与明細書により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成26年4月1日から平成27年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成26年4月から同年8月までは38万円、同年9月から平成27年8月までは34万円とすることが必

要である。

なお、平成 26 年 4 月から平成 27 年 8 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 請求期間②について、賃金台帳及び給与明細書により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることから、標準報酬月額の訂正は認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100288号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100105号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における平成22年8月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成22年8月から平成23年1月までの標準報酬月額については26万円から28万円、同年2月から平成25年1月までの標準報酬月額については26万円から30万円、同年2月から同年8月までの標準報酬月額については26万円から34万円、同年9月から平成27年8月までの標準報酬月額については26万円から28万円、同年9月から平成28年5月までの標準報酬月額については26万円から30万円、同年6月から同年9月までの標準報酬月額については26万円から34万円、同年10月から平成29年1月までの標準報酬月額については26万円から44万円、同年2月から同年8月までの標準報酬月額については34万円から44万円とする。

平成22年8月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年8月から平成29年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成21年8月1日から平成26年9月1日までの期間及び平成27年12月1日から平成28年6月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成21年8月から平成22年8月までの標準報酬月額については30万円、同年9月から平成23年8月までの標準報酬月額については34万円、同年9月から平成24年3月までの標準報酬月額については32万円、同年4月から同年8月までの標準報酬月額については38万円、同年9月から平成25年8月までの標準報酬月額については36万円、同年9月から同年11月までの標準報酬月額については38万円、同年12月から平成26年8月までの標準報酬月額については32万円、平成27年12月から平成28年5月までの標準報酬月額については34万円とする。

平成21年8月から平成26年8月まで及び平成27年12月から平成28年5月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記1の訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :

生年月日：昭和59年生  
住所：

## 2 請求内容の要旨

請求期間：平成21年8月1日から平成29年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額記録が、控除されていた保険料と比べて低い記録となっている。給与明細書を提出するので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成22年8月1日から平成29年9月1日までの期間について、年金事務所から提出されたA社の請求者に係る賃金台帳及び請求者から提出された給与明細書により、請求者は、当該期間においてオンライン記録により確認できる標準報酬月額を超える標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額が確認できるところ、平成22年8月から平成27年8月まで及び同年12月から平成28年5月までは、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額より低い標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を、平成27年9月から同年11月まで及び平成28年6月から平成29年8月までは、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額より高い又は同額の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の平成22年8月1日から平成29年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成22年8月から平成23年1月までは28万円、同年2月から平成25年1月までは30万円、同年2月から同年8月までは34万円、同年9月から平成27年8月までは28万円、同年9月から平成28年5月までは30万円、同年6月から同年9月までは34万円、同年10月から平成29年8月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、平成22年8月から平成29年8月までの期間に係る請求者の届出や保険料納付について、回答が得られないが、賃金台帳及び給与明細書において確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と年金事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、賃金台帳及び給与明細書において確認できる本来の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を年金事務所に届け出ておらず、その結果、年金事務所は、請求者の平成22年8月1日から平成29年9月1日までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく

厚生年金保険料を除く。)について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成 21 年 8 月 1 日から平成 22 年 8 月 1 日までの期間について、給与明細書により確認できる当該期間の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は低額であることから、厚生年金特例法による記録に訂正は認められないものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を超えていることが認められる。

また、請求期間のうち、平成 22 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間について、賃金台帳及び給与明細書により確認できる当該期間の本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を超えていることが認められる。

したがって、請求者の平成 21 年 8 月 1 日から平成 26 年 9 月 1 日までの期間及び平成 27 年 12 月 1 日から平成 28 年 6 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳及び給与明細書により確認できる本来の報酬月額から、平成 21 年 8 月から平成 22 年 8 月までは 30 万円、同年 9 月から平成 23 年 8 月までは 34 万円、同年 9 月から平成 24 年 3 月までは 32 万円、同年 4 月から同年 8 月までは 38 万円、同年 9 月から平成 25 年 8 月までは 36 万円、同年 9 月から同年 11 月までは 38 万円、同年 12 月から平成 26 年 8 月までは 32 万円、平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月までは 34 万円とすることが必要である。

なお、平成 21 年 8 月から平成 26 年 8 月まで及び平成 27 年 12 月から平成 28 年 5 月までの訂正後の標準報酬月額（訂正前の標準報酬月額及び上記 1 の訂正後の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2100351号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2100103号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②から④までについて、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和46年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成8年7月1日から平成16年3月1日  
② 平成15年6月10日  
③ 平成15年12月10日  
④ 平成16年6月10日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、海外(B国)の事業所に赴任していた請求期間①の標準報酬月額がB国及び日本の銀行口座に振り込まれていた給与の合計額(約70万円)と比べて低く記録されていることが判明した。

また、請求期間②及び③については、賞与が支給されていたが標準賞与額の記録がなく、請求期間④については、標準賞与額が実際の支給額よりも低く記録されている。

請求期間①から④までの期間に関するエビデンスはないが、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の事業主は、請求者の請求期間①に係る賃金台帳等の資料がないことから、請求者の当該期間における報酬月額及び厚生年金保険料控除額について不明であるが、海外赴任者に係る厚生年金保険料控除額は、国内の事業所から支給された給与額に基づき控除していた旨回答している。また、オンライン記録により、同社において、請求期間①に厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち24人に照会し、11人から回答を得られたところ、海外赴任歴があると回答のあった者のうちの3人から提出された、海外の事業所に赴任している期間の国内の事業所から受け取ったとする給与明細書により確認できる厚生年金保険



料控除額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額に基づく厚生年金保険料と一致している上、このうちの一人から提出された、海外の事業所から受け取ったとする給与明細書において、厚生年金保険料が控除されていることは確認できない。

また、請求者の請求期間①に係る標準報酬月額は、C企業年金基金から提出されたD厚生年金基金(当時)の加入員台帳における請求者の請求期間①に係る標準給与月額と一致している。

さらに、請求者は、請求期間①に係る給与明細書を保有しておらず、当該期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 2 請求期間②及び③について、A社の事業主は、請求期間②及び③当時、海外に赴任している者については、賞与を支給していなかった旨回答している上、上記同僚照会において、請求期間②及び③時代に海外の事業所に赴任していたと回答のあった複数の者は、当該期間において賞与の支給はなかった旨回答している。

また、回答のあった者の一人から提出された請求期間②及び③当時の「賞与/海外勤務手当明細書」によると、海外勤務手当の支給は確認できるものの、賞与の支給及び厚生年金保険料控除は確認できない。

さらに、請求者は請求期間②及び③に係る賞与明細書等を保有しておらず、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間②及び③に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②及び③において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

- 3 請求期間④について、A社の事業主は、請求期間④当時の資料がないことから、請求者の当該期間における賞与について、不明である旨回答している。

また、海外の事業所に赴任していたと回答のあった者のうちの一人は、自身の平成16年6月10日の標準賞与額が同年12月以降の標準賞与額と比べて低く記録されている理由について、同年6月10日に支給された賞与は、帰国後の勤務期間に応じたものである旨回答している。

さらに、E健康保険組合は、請求者の請求期間④に係る標準賞与額は27万円と記録されている旨回答しており、オンライン記録の標準賞与額と一致している。

加えて、請求者は請求期間④に係る賞与明細書等を保有しておらず、当該期間に係る賞与の支給額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間④において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。